

気象警報等発令時の対応について（お知らせ）

桜花の候、保護者の皆様には、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、本校では、大雨・洪水・台風等に伴い「警報」が発令された場合の「基本的な対応」を尾道市教育委員会のもとで次のように統一しておりますので、お知らせいたします。

基本的な対応

(1) 特別警報（大雨・暴雨・暴風雪・大雪・津波・高潮）の場合

- ①午前6時現在、「尾道市」に上記の特別警報が一つでも発令されているとき
→ 小学校は臨時休業とします。

(2) 警報発令（大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・津波・高潮）の場合

- ①午前6時現在、「尾道市」に上記の特別警報が一つでも発令されているとき
→ 小学校は臨時休業とします。

- ②午前6時以降、始業時まで「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されたとき
→ 小学校は臨時休業とします。

その際、各家庭（メール配信等）に連絡をして、登校時あるいはすでに登校した児童への安全確保の徹底を図ります。

登校後「警報」が発令された場合は、保護者の皆様に、学校までお迎えに来ていただく場合もあります。

- ③始業時以降に「尾道市」に上記の警報が一つでも発令されたとき

→ 学校待機になります。

その際、各家庭（メール配信等）に連絡をして、登校時あるいはすでに登校した児童への安全確保の徹底を図ります。

給食時刻を早めるなどの措置をとり、「下校を見合わせる」「職員の引率による一斉下校をする」「学校へ待機させ、保護者の迎えを要請して直接引き渡す」などの対応をとります。

児童への指導

学校でもその都度指導しますが、ご家庭でも同様に指導をお願いいたします。

(1) 臨時休業中

- ・外出はしない。

(2) 一斉下校時及び警報が解除の場合

- ・増水している河川に近づかない。
- ・高波の恐れのある海岸には近づかない。
- ・地盤がゆるんでいる箇所には近づかない。
- ・切れた電線には近づかない。

保護者への連絡

授業打ち切り、下校見合わせや通学路の変更等があった場合には、メール配信等にて状況を連絡します。メール配信システムの手続きがまだの方は、急ぎ登録をお願いします。

裏面もご覧ください。→

児童送迎時の自動車進入路について



大雨警報の発令に伴う子どものお迎え等で学校へおいでいただく際に、学校への自動車の乗り入れ（進入路が狭いため離合困難です）を少しでもスムーズに行うため、次のような申し合わせをお願いいたします。

学校へ入るとき……海側の池のそばを下りる細い道路があります。その道へ進入して学校の北側を回って、正門（運動場）にお入りください。

学校から出るとき…正門を左に出ていただき、そのまま南側の道路に出てください。

